

南部広域行政組合

令和 7 年

第 2 回議会（臨時会）

会議録

期	日	令和 7 年 5 月 2 9 日（木）
会	期	1 日間
場	所	南部総合福祉センター 1 階 ホール

令和7年 第2回 南部広域行政組合議会(臨時会)

招 集 年 月 日	令和7年5月29日（木）		
招 集 の 場 所	南部総合福祉センター 1階 ホール		
開会の日時・宣告	令和7年5月29日（木）14時23分	議 長	銘苅 哲次
閉会の日時・宣告	令和7年5月29日（木）14時54分	議 長	銘苅 哲次
会 期	1日間		
会議録署名議員	19番 新垣博正 1番 金城 敦		
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		
出 席 議 員[17名]			
1 番 金 城 敦	2 番 長 嶺 安 浩	3 番 瀬 長 宏	
4 番 新 垣 繁 人	6 番 銘 苅 哲 次	7 番 米 増 雄 二	
8 番 新 垣 正 春	10 番 町 田 元 利	11 番 大 城 勇 太	
12 番 喜 納 昌 盛	13 番 伊 計 裕 子	14 番 當 山 清 彦	
15 番 宮 平 喜 文	16 番 上 江 洲 智 章	17 番 渡 口 良 徳	
18 番 金 城 盛 男	19 番 新 垣 博 正		
欠 席 議 員[2名]			
5 番 島 袋 裕 介	9 番 知 念 正 成	20 番 上 間 堅 治	
地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席した者の職・氏名			
理 事 長 古 謝 景 春	副 理 事 長 當 銘 真 栄	事 務 局 長 仲 間 智 紀	
総務課長 久 志 桂 子	会 計 管 理 者 大 城 和 枝	永 豊 環 境 衛 生 課 長 喜 友 名 等	
東部環境衛生課長 安 里 勉	島尻環境衛生課長 金 城 賢	新伊建設準備室長 知 念 正 樹	
研 究 所 長 末 吉 松 祥	研 究 所 指 導 主 事 勢 理 客 美 和 子		
職務のため議場に出席した者の職・氏名			
主幹兼係長 新 垣 美 智 子	主幹兼係長 宮 里 紀 子	係 長 平 良 章 智	
主幹兼係長 比 嘉 敏 之	係 長 崎 原 喬	課長補佐 玉 城 良 朗	
主幹兼係長 國 場 篤 志	主 査 新 垣 仁 士	主 事 植 木 萌 瑛	

議 事 日 程

1. 開会宣告

2. 議事日程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 理事長あいさつ

日程第 5 議案第 14 号 南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第 6 議案第 15 号 南部広域行政組合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条
例について

日程第 7 議案第 16 号 工事請負契約の締結について

日程第 8 同意第 3 号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について

3. 閉会宣告

令和 7 年第 2 回南部広域行政組合議会（臨時会）
会 議 録

（開会：14 時 23 分）

◎開会の宣告

○議長（銘苅哲次）

ただいまの出席議員は 17 名で会議は成立いたします。
これより令和 7 年第 2 回南部広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第 1 議席の指定

○議長（銘苅哲次）

日程第 1、議席の指定を行います。
議席は、会議規則第 2 条第 1 項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

◎日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（銘苅哲次）

日程第 2、会議録署名議員の指名を行ないます。
会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において、19 番新垣博正議員、1 番金城敦議員を指名いたします。

◎日程第 3 会期の決定

○議長（銘苅哲次）

日程第 3、会期の決定について議題といたします。
お諮りいたします。
本会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

◎日程第 4 理事長あいさつ

○議長（銘苅哲次）

日程第 4、理事長あいさつ。
古謝景春理事長、宜しくお願いします。

○理事長（古謝景春）

皆さん、こんにちは。
本日は、当組合の令和 7 年第 2 回南部広域行政組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様方におかれましては御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。
さて、本日の議案でございますが、お手元の臨時会議事日程にありますように、条例改正について 2 件、工事請負契約の締結について 1 件、教育委員の任命について 1 件を提出しております。

各議案につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、慎重審議の上、議決を賜りますよう宜しくお願いいたします。

◎日程第 5、議案第 14 号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第 5、議案第 14 号 南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

それでは、議案第 14 号を御説明します。

議案第 14 号 南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 29 日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、本案を提出する理由である。

それでは、資料 1 のほうで御説明をしたいと思います。

資料 1 のほうを御覧ください。

それでは、まず、1、改正理由。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要があります。

2、改定内容。

(1) 再度の育児休業をすることができる特別の事情として、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加したいと思います。

(2) 育児短時間勤務している職員についての給与条例の特例の読替え規定のほうで追加することがありますので、そこを追加したいと思います。

(3) 部分休業の承認について、今回の育児・介護休業法の改正に伴い、育児・介護休業法の引用箇所の改正を行います。

施行期日。

公布の日から施行します。

こちらは、国、県、構成市町村の状況も踏まえた上で、今回改正案を提出しております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第 14 号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第 14 号 南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6、議案第 15 号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第 6、議案第 15 号 南部広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

それでは議案第 15 号を御説明します。

議案第 15 号 南部広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 29 日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、育児のための時間外勤務の制限等、改める必要がある。

これが、本案を提出する理由である。

説明のほうは資料 2 のほうで、概要のほうで御説明をしたいと思います。

資料 2 を御覧ください。

1、改正理由。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、育児のための時間外勤務の制限等、改める必要があります。

2、改定内容。

(1) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の規定で、「第 15 条第 1 項に規定する要介護者」を「第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に改めます。

(2) 子の養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が正規の勤務時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、「3 歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」へと拡大します。

こちらは、公務のため、臨時または緊急の必要がある場合の時間外勤務、これを「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」にはさせてはならない規定となります。

(3) 介護離職を防止するため任命権者が講ずべき措置を定めます。

具体的な内容として、まず、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合、「仕事と介護の両立支援制度等」の個別の周知・意向確認を行います。

次に、40 歳に達した日の属する年度の職員への「仕事と介護の両立支援制度等」に関する早期の情報提供を行います。

そして、職場環境の整備、研修等の開催、相談窓口の設置等に関する措置を行います。

3、施行期日。

公布の日から施行します。

こちらのほうも国、県、構成市町村の状況も踏まえた上で、今回改正案を提出しております。以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第 15 号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第 15 号 南部広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7、議案第 16 号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第7、議案第16号 工事請負契約の締結について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

それでは御説明申し上げます。

議案第16号 工事請負契約の締結について。

令和7年度東部環境美化センター基幹的設備改造工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的。

令和7年度東部環境美化センター基幹的設備改造工事。

2、工事場所。

東部環境美化センター。

3、契約の方法。

随意契約。

4、契約の金額。

5億655万円。

5、契約の相手方。

株式会社川崎技研。福岡県福岡市南区向野1丁目22番11号。

令和7年5月29日。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由としまして、令和7年度東部環境美化センター基幹的設備改造工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、議案を提出する理由であります。

工事の内容につきましては、次のページの資料3、工事概要を読み上げて御説明いたします。

工事概要。

1、工事名。

令和7年度東部環境美化センター基幹的設備改造工事。

2、本工事完了期限。

令和8年3月19日。

3、工事内容。

1、燃焼設備。2号後燃焼室ホッパーシュート更新。

2、排ガス処理設備。2号バグフィルタ更新。

3、通風設備。2号減温塔入口排ガスダクト更新。

4、灰出し設備。2号焼却灰コンベヤ更新、2号落じん灰コンベヤ更新。

4、図面。別紙のとおりということで、次のページ、2ページのA3のフローシート。こちらの黄色の色つきの部分の更新工事になります。

中央のダクトですけれども、通風設備、こちらが2号減温塔入口の排ガスダクト。これは燃焼ガスを導くためのダクトになります。

その下段に移りまして、燃焼設備。これは燃え切った灰を運搬するためのコンベヤの更新になります。

右側の設備ですけれども、排ガスを浄化するためのバグフィルタ、こちらの更新工事となっております。

それ以降のA3サイズの図面はこちらの詳細図面になっております。

8ページ、図面の次のページ8ページ、こちらが工事請負仮契約書をお付けしております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第16号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

12番喜納昌盛議員。

⑫議員（喜納昌盛）

それではお聞きします。

こういう工事、随意契約をやると思いますけどね、この随契にする場合の予定価格という設定の仕方はどんなふうになっていますでしょうか。

○議長（銘苅哲次）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

今の御質問にお答えいたします。

随意契約に至った経緯ですね。随意契約する前に一般競争入札、これを公告して募集を募りました。1社が応募がありまして、入札を4月25日に執行いたしました。そこで不落となった結果からですね、再度の入札に応じる事業者がなかったために、この事業者と随意契約の更新の請負契約の仮契約に至っております。

予定価格についても、こちらで設定価格を設けて入札は執行しております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

12番喜納昌盛議員。

⑫議員（喜納昌盛）

この予定価格の設定はどのようにやりますか。

例えば、何社かから出してもらってから平均を取るのか、あるいは、そういう施設なのか、センターあつての予定に組むのか、どのような仕組みですかね。

○議長（銘苅哲次）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

お答えいたします。

予定価格の設定についてですけれども、東部環境美化センター、ごみ焼却場にたけているメーカーさんが実は川崎技研さん、ほかのところにも見積りの御案内、まず行います。提出されたのが川崎技研、こちらから見積りを頂きまして、その中を精査します。

これは、環境省の循環型社会形成推進のものの業務要綱に基づいて、営繕費だったり、一般管理費だったり、こちらに合致させて再度担当のほうで積み上げて予定価格を設定いたします。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか、ありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

随意契約は、地方自治法施行令167条第1項8号というふうに記載されていますので、当然入札は行われたというふうに理解するんですが、そのときに、今、見積り、この組合の契約規則では、2人以上から例えば見積りを取って精査できるようにする。それを、1社しか出さなかったということなんですが、それは金額を精査する上ではどういう努力をして2名以上から見積りを取ろうと努力をされたのか。

前にも、随意契約のああいったやり方はよくないよという指摘をしてきたんですが、とにかく図面を閲覧して見てもらって、そういう中身でもってこういう仕様書を見て、見積りも当然ほかのメーカーでも作れるはずなので、これはどういう努力をされてそういう1社しか見積りが出てこなかったのか。

あと、契約規則は、今、法律で工事だったら130万を市町村であれば200万に上げられているんですが、これは4月1日施行されているということが法の趣旨なので、これは今回契約規則そのものを改正するという提案がされてないというのは、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（銘苅哲次）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

まず、最初の質問についてお答えいたします。

この見積り聴取につきましても、やはりこれだけの多額な工事費がかかることから、私たちも事前に各ごみ処理施設を取り扱うメーカーさんのほうに案内を申し上げております。

本来ならば、こちらとしては、このプラントをつくったメーカーさん、こちらは株式会社川崎重工のプラントになります。今回見積り提出したのが川崎技研。

事前に御案内かけた事業者が川崎重工業株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社、3社宛てに図面をお出しして見積りの依頼をいたしました。

ところが、本来つくった川崎重工のメーカーさんのほうも辞退、三菱重工環境さんも辞退、今、仮契約を締結しております川崎技研のみの見積り聴取となったことから、この中身を精査してからの積み上げになっております。ほかに対応できるメーカーがいないと理解した上で、この手続になっております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

会計課長。

○会計課長（大城和枝）

南部広域行政組合の契約規則の改正について質問がありましたので、お答えをいたします。

契約規則については、理事会の承認事項となっております。条例は議会の議決事項になっているかと思うのですが、規則になりますので、理事会の承認ということで今月の理事会のほうで承認を得ております。

失礼しました。

専決事項の中で、施行期日を。

失礼しました。

3月31日で理事長の専決を頂きまして、3月17日付、理事会で承認を得ております。

失礼いたしました。

理事会の承認第2号ということで、専決処分の承認について、令和7年5月13日で南部広域行政組合理事長古謝景春ということで、4月1日施行、3月31日専決処分書をいただき、令和7年5月13日理事会に専決処分の承認を。

再度お答えいたします。

令和7年5月13日の臨時理事会において、理事会承認第2号ということで、専決処分の承認について提出しております。

専決処分書を読み上げて説明したいと思います。

南部広域行政組合理事会規則第7条第1項の規定により、理事会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

1、条例及び規則を設け、又は改廃に関すること。

（1）南部広域行政組合契約規則の一部を改正する規則。

理由、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号において、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、随意契約ができる基準額の改正が行われたことに伴い、契約規則の改正を行う必要がある。

しかし、施行期日が令和7年4月1日となっており、理事会を招集する時間的余裕がないため、南部広域行政組合理事会規則第7条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日。南部広域行政組合理事長古謝景春。

以上でございます。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第16号 工事請負契約の締結について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（銘苅哲次）

日程第8、同意第3号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（仲間智紀）

同意第3号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について。

教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めます。

氏名、桃原ひかる。

役職は、南城市教育委員会教育委員。

任期は、令和7年5月30日から令和10年3月31日まで。

令和7年5月29日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

知念夏奈子委員（南城市の教育委員）が令和7年3月30日付で辞職したことに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、議案を提出する理由でございます。

次のページをお開きください。

次のページには略歴書をお付けしてございます。

任命にあたりましては、島尻市町村教育長会の中で議論され、推薦されております。

以上で説明を終わります。

○議長（銘苅哲次）

これで同意第3号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより同意第3号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（銘苅哲次）

以上で本日の議案審議につきましては終了いたしますが、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

◎閉会

○議長（銘苅哲次）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第2回南部広域行政組合議会臨時会を閉会します。

（閉会時刻：14時54分）

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長	鈴木 哲次
19 番	新垣 博正
1 番	金城 敦